

# 理容やまがた

## 第618号

発行所  
山形県理容生活衛生同業組合

〒990-0834 山形県山形市清住町3-2-65  
電話 (023) 645-3525 (代)  
ホームページアドレス <http://yamagata-riyou.jp/>  
Eメールアドレス [yamagata@riyo.or.jp](mailto:yamagata@riyo.or.jp)

発行者／富樫憲雄 編集者／上林 浩  
購読料 1部10円 2ヶ月に1回発行  
組合員の購読料は賦課金の中に含まれて居ります

2023 新年のご挨拶



理事長 富樫憲雄  
山形県理容生活衛生同業組合

令和4年度各種表彰受賞者

令和4年度秋の褒章【黄綬褒章】  
副理事長 伊藤和幸氏

厚生労働大臣表彰  
常任理事 駒形功作氏

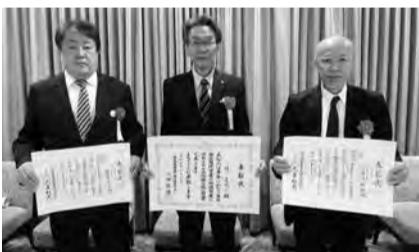
厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰  
理事 横喜代二氏

全国理容生活衛生同業組合連合会理事長表彰  
理事 佐久間茂之氏

※右記表彰式典は令和4年10月16日(日)午後1時より秋田キャッスルホテルにて表彰された。

卓越技能者 厚生労働大臣表彰(現代の名工)  
常任理事 植松行雄氏  
庄司俊也選手

令和4年度全国理容競技大会において  
3大会連続で準優勝と言う快挙を達成!  
『マスター・スタイルアワード』



県組合とあなたを繋ぐ  
公式LINEがスタートします!

LINE 公式アカウント

# 友だち 募集中

@pvc1328t

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか  
QRコードをスキャンしてください



山形県理容生活衛生同業組合

●組合からのお知らせや案内がタイムリーに届きます。  
各種講習会や研修会などを自宅で見る事が出来ます。

## 山形地方法務局からのお知らせ!

遺言書は法務局へ預けると安心です!

遺言書を作成しようと思っても、こんな不安はありませんか?  
「どこに置いておこうか…」、「紛失、隠匿や改ざんも心配だなあ…」、「不備で無効にならないかなあ…」など。  
そこで、「自筆証書遺言書保管制度(予約制)」を利用して遺言書を法務局に預ければ安全に保管することができます。  
①紛失、隠匿、改ざんなどを防止、②職員が外形的確認(日付、署名、押印の有無等)を行うので方式不備による無効を防止、③家庭裁判所の検認手続不要、④相続人等へ遺言書保管のお知らせ、  
⑤手数料は3,900円と比較的安価  
法務局では、あなたの遺言書を大切に保管し、その想いをご家族へお届けします。

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます!

公共事業や民間取引を阻害する要因となっている「所有者不明土地」については、その主な発生原因が相続登記の未了であるとされており、その発生予防の観点から、これまで任意であった相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。

【主なポイント】

- 相続によって不動産を取得したことを知った日から、3年内の相続登記の申請を義務化
- 新しく「相続人申告登記」が設けられ、登記手続の負担を軽減

【県内法務局一覧】

山形地方法務局(本局) 023-625-1321 寒河江支局 0237-86-8258 新庄支局 0233-22-7528  
米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003 酒田支局 0234-25-2221  
村山出張所 0237-53-2812 (登記事務のみ取扱い) ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/>)



